

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金交付要綱

（目的）

第1条 熊野白浜リゾート空港地域振興委員会は熊野白浜リゾート空港の利用促進を図るため、熊野白浜リゾート空港を離着陸する旅行商品（国内定期線を利用する団体向け旅行商品等）を造成・催行又は手配した旅行会社（支店又は事業所ごと）に対し、その搭乗者数に応じて、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けている旅行会社等とし、次に掲げる者とする。

（1）熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212便、JAL219便）

を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行した旅行会社

（2）熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212便、JAL219便）

を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む個人向けフリープランを手配した旅行会社

（補助金活用等の広告）

第3条 前条の各旅行商品を各種媒体で広告する際は、「熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援補助金」を活用している旨の記載や「熊野白浜リゾート空港のロゴマーク」の掲示を積極的に取り組むこととする。

（補助対象期間）

第4条 補助対象期間は第1期及び第2期に区分し、それぞれの期間は年度ごとに別途、定めるものとする。

（補助額及び補助限度額）

第5条 補助金額は、対象旅行商品の搭乗者1名あたり片道2,500円、往復5,000円とする。

また、補助対象となる旅行会社（支店又は事業所ごと）の補助回数、補助金の上限額は次のとおりとする。

補助対象期間	補助回数	補助金の上限額
第1期	1回	合計 250,000円
第2期	1回	合計 250,000円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、旅行商品の搭乗日の1か月前までに熊野白浜リゾート空港地域振興委員会会長（以下「会長」という。）に熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212便、JAL219便）の搭乗者の予定数及び宿泊先がわ

かる資料を添付した交付申請書（別記第 1 号様式）を提出するものとする。

（交付の決定）

第 7 条 会長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、予算の範囲内かどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（交付の除外要件）

第 8 条 会長は、補助金の交付の申請をした者（法人にあつては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等若しくは同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

（交付の条件）

第 9 条 補助金の交付に際し、付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ会長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の変更（当該補助対象事業費の 30 パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

（3）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管すること。

（交付決定）

第 10 条 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、通知するものとする。

（補助金の変更交付申請等）

第 11 条 補助事業者は、交付決定された補助事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに補助金変更交付（中止）申請書（様式第 3 号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により補助金変更交付（中止）申請書（様式第 3 号）の提出があった

ときは、審査の上変更（中止）を認める場合は、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、対象旅行商品の最終搭乗日から起算して30日以内に、熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212便、JAL219便）の搭乗者の実績や宿泊先が確認できる資料を添付した実績報告書（別記第5号様式）を会長に報告しなければならない。

（額の確定）

第13条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第6号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払い）

第14条 額の確定を受けた者は請求書（別記第7号様式）を会長に提出するものとする。

2 会長は、適正な請求書を受理した翌月末日までに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第15条 前条により、補助金の交付を受けた者が虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、補助金の交付を受けた者は当該取消に係る補助金を速やかに返還しなければならない。

（事業の終了）

第16条 補助金の交付額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行し、令和7年度補助金から適用する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会 会長 様

（申請者）所在地

事業者名

代表者名

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金交付申請書

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金交付要綱に基づき、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 区分

（1）熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212 便、JAL219 便）
を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・
催行した旅行会社

（2）熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212 便、JAL219 便）
を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む個人向けフリープランを手
配した旅行会社

※該当するものを○で囲んでください。

2 交付申請金額 円

内訳	{	片道 2,500 円	×	人
		往復 5,000 円	×	人

3 添付書類（募集チラシ、旅行商品パンフレット、行程表等）

※要綱第6条に記載の熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212 便、
JAL219 便）の搭乗者の予定数及び宿泊先がわかる資料

4 連絡先

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

別記第2号様式（第10条関係）

年 月 日

様

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会
会 長

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金について、下記のとおり交付を決定します。

記

1 区分

2 交付決定額 円

3 補助の条件

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金交付要綱のとおり

4 その他

年 月 日

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会 会長 様

（申請者）

所在地

事業者名

代表者名

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金
変更交付（中止）申請書

年 月 日付けで交付決定のあった熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金について、同補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助事業の内容の変更（中止）があったため、申請します。

記

1 変更・中止の区分： ☐変更 ☐中止

2 区分

（1）熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212 便、JAL219 便）を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行した旅行会社

（2）熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212 便、JAL219 便）を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む個人向けフリープランを手配した旅行会社

※該当するものを○で囲んでください。

3 変更交付申請金額 円

内訳	{	片道 2,500 円	×	人	}
		往復 5,000 円	×	人	

4 理由

5 変更の場合の変更内容

※変更する場合は、変更後の熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212 便、JAL219 便）の搭乗者の予定数及び宿泊先がわかる資料を添付してください。

別記第4号様式（第11条関係）

年 月 日

様

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会
会 長

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金
変更交付（中止）決定通知書

年 月 日付けで変更交付（中止）申請のあった熊野白浜リゾート空港国内定期線
旅行商品造成支援（特定の便）補助金について、下記のとおり変更交付（中止）を決定しま
す。

記

1 変更交付（中止）決定額 円

2 補助の条件

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金交付要綱のとお
り

3 その他

年 月 日

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会 会長 様

（申請者）所在地

事業者名

代表者名

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金について、同補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助事業の実績を報告します。

記

1 区分

（1）熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212 便、JAL219 便）を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行した旅行会社

（2）熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212 便、JAL219 便）を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む個人向けフリープランを手配した旅行会社

※該当するものを○で囲んでください。

2 交付決定金額 円

内訳	{	片道 2,500 円	×	人	}
		往復 5,000 円	×	人	

3 添付書類（最終行程表、その他証拠書類等）

①最終の旅行行程表

②要件にある熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便（JAL212 便、JAL219 便）の搭乗者の実績や宿泊先が確認できる領収書（写）

③旅行商品を各種媒体で広告した際の、「熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援補助金」を活用している旨の記載や「熊野白浜リゾート空港のロゴマーク」の掲示が確認できる資料

4 連絡先

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

年 月 日

様

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会
会 長

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援（特定の便）補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成
支援（特定の便）補助金について、下記のとおり補助金額を確定します。

記

1 補助金確定額 円

2 その他

[illegible]

※アラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付し、訂正しないでください

年 月 日

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会 会長 様

(申請者)
所在地
事業者名
代表者名
登録番号(印) (印)

支払の方法	口座振替払	銀行 (支) 店									
		銀行コード					支店コード				
		預金 種目	当座 	普通 	口座番号						
		(フリガナ) 口座 名義									